

・特定健康診査等の実施方法

1) 集団検診

がん検診・生活機能評価とあわせて特定健康診査・保健指導を実施する。

実施期間 7月～8月に実施する。

実施場所 受診者の利便性や会場内の環境（安全性やプライバシー等）等を考慮し、保健福祉センターや公民館、会場等を実施する。

健診項目

質問項目・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)・理学的検査(診察)・血圧測定・血液科学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)・肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GPT)・血糖検査・尿検査

医師の判断による追加項目

心電図検査・眼底検査・貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）

自己負担料 特定健診 特定健診費用の1割程度

保健指導 無料

2) 個別検診（医療機関委託）

* 特定健康診査の外部委託に関する基準を満たす医療機関があれば医療機関委託を実施する。

実施期間 特定保健指導等を考慮した時期に実施する。

実施場所 みなべ町内の医療機関

健診項目 集団検診と同じ。

自己負担額 特定健診費用の1割程度

3) 周知方法

毎年4月に対象者全員に対し特定健康診査・がん検診の案内を送付する。

またチラシ等で健診の必要性等について意識啓発を図る。

6月末より健診案内（受診票やがん検診問診票等）を郵送する。

4) 委託

・集団検診 特定健康診査・保健指導は過去の実績等をふまえて外部委託する。

・個別検診 特定健康診査については条件を満たす医療機関があれば、みなべ町医師会へ委託する。（条件は外部委託の基準を満たす医療機関であること）

5) 特定保健指導の対象者（重点）

若い頃からの生活習慣が原因とされるため、またハイリスク者を生活習慣にさせないために

若い年齢層の保健指導を重点的に行う。

積極的支援対象者の人でよりリスクの高い人を重点的に実施する。

6) 年間スケジュール

4月 特定健診・がん検診・生活機能評価対象者に通知

6月末から(集団)特定健診・がん検診・生活機能評価希望者に案内文(問診票等)郵送

7月 (集団)特定健診・がん検診・生活機能評価実施

8月～ 特定保健指導開始(8月～2月)

7) 特定健康診査・保健指導データの保管及び管理方法

特定健康診査及び保健指導は、原則として健診等実施機関が国の定める電子的標準様式にデータを作成し、医療保険者へ提出する。

特定健康診査等に関するデータは原則5年間保存とし、保健衛生部局が管理及び保管する。

8) 他の健診受診者の健診データ受領方法

他の健診を受診している者に対しては、事業主または受診者から健診データを受領します。